

令和5年2月文京区議会定例議会追加提案事項

1 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 出産育児一時金の額の引上げ、保険料率の改定等を行うとともに、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 出産育児一時金の額の引上げ（第10条第1項）

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等の一部改正に伴い、令和5年4月1日以後の出産について支給する出産育児一時金の額を42万円から50万円に引き上げる。

イ 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に合わせた賦課割合、保険料率等の改定

(ア) 賦課割合の改定（第15条の4、第15条の12及び第16条の4）

・基礎賦課額の賦課割合

所得割：均等割＝63：37 → 所得割：均等割＝61：39

・後期高齢者支援金等賦課額の賦課割合

所得割：均等割＝63：37 → 所得割：均等割＝61：39

・介護納付金賦課額の賦課割合

所得割：均等割＝60：40 → 所得割：均等割＝61：39

(イ) 保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12及び第16条の4）

・基礎賦課額

所得割 100分の7.16 → 100分の7.17

均等割 42,100円 → 45,000円

・後期高齢者支援金等賦課額

所得割 100分の2.28 → 100分の2.42

均等割 13,200円 → 15,100円

・介護納付金賦課額

所得割 100分の2.09 → 100分の1.92

均等割 16,600円 → 16,200円

(ウ) 保険料から減額する額の改定（第19条の2）

所得が一定額以下の場合に行う保険料の軽減について、保険料率等の改定に伴い、減じる額を改める。

・7割減額

基礎賦課額 29,470円 → 31,500円

後期高齢者支援金等賦課額 9,240円 → 10,570円

介護納付金賦課額 11,620円 → 11,340円

・5割減額

基礎賦課額 21,050円 → 22,500円

後期高齢者支援金等賦課額 6,600円 → 7,550円

介護納付金賦課額 8,300円 → 8,100円

・2割減額

基礎賦課額 8,420円 → 9,000円

後期高齢者支援金等賦課額 2,640円 → 3,020円

介護納付金賦課額 3,320円 → 3,240円

ウ 国民健康保険法施行令の一部改正に伴う保険料賦課限度額等の改定

(7) 後期高齢者支援金等賦課限度額の改定（第15条の16及び第19条の2）

200,000円 → 220,000円

※ 基礎賦課限度額及び介護納付金賦課限度額については、改定なし。

(4) 保険料軽減対象の拡大（第19条の2）

・ 5割減額

現行 基準額 = 基礎控除額 + (28万5千円×被保険者等の数)

改正後 基準額 = 基礎控除額 + (29万円×被保険者等の数)

・ 2割減額

現行 基準額 = 基礎控除額 + (5.2万円×被保険者等の数)

改正後 基準額 = 基礎控除額 + (5.3万5千円×被保険者等の数)

エ 未就学児の被保険者均等割額から減じる額の改定（第19条の4）

未就学児がいる場合に行う保険料の軽減について、保険料率等の改定に伴い、減じる額を改める。

(7) 7割減額世帯

基礎賦課額 6,315円 → 6,750円

後期高齢者支援金等賦課額 1,980円 → 2,265円

(4) 5割減額世帯

基礎賦課額 10,525円 → 11,250円

後期高齢者支援金等賦課額 3,300円 → 3,775円

(7) 2割減額世帯

基礎賦課額 16,840円 → 18,000円

後期高齢者支援金等賦課額 5,280円 → 6,040円

(エ) 所得による減額がない世帯

基礎賦課額 21,050円 → 22,500円

後期高齢者支援金等賦課額 6,600円 → 7,550円

オ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和5年4月1日。ただし、(2)オについては公布の日

2 文京区立本郷小学校増築校舎借上契約

- (1) 契約の目的 文京区立本郷小学校校舎増築
- (2) 契約の方法 指名競争入札による契約
- (3) 契約金額 金5億4,648万円
- (4) 契約の相手方 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
大和リース株式会社東京本店
本店長 杉尾芳彦

【参考】

- ① 契約期間 令和5年3月14日から令和10年2月28日まで
- ② 支出科目等 令和4年度 一般会計 教育費 学校教育費
令和5年度から令和9年度まで 債務負担行為